



発行 東京都

目次

137

規程(交)

○東京都交通局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………一

規程(水)

○東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………四

○東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………五

○東京都水道局一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程……………八

規程(下水)

○東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………三

○東京都下水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………四

規程(交)

●交通局規程第四十三号

東京都交通局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成二十七年交通局規程第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程

第一条中「一般職非常勤職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十七条の規定に基づき任用される非常勤職員をいう。以下「職員」という。)」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員(以下「職員」という。)」に改める。

第二条中「次条に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から職務の性質に応じて」を「一日につき七時間四十五分を上限として、当該職員の任期を通じて一週間当たり三十一時間以内で」に改め、同条に次の一項を加える。

2 局長は、前項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、勤務時間を別に定めることができる。

第三条の見出し中「勤務日数及び」を削り、同条第一項を次のように改める。

所属長は、前条の規定に基づき勤務時間を定める場合において、四週間ごとの期間につき勤務しない日が四日以上となるよう職員の勤務日を割り振るものとする。

第三条第二項及び第三項を削る。

第七条中「及び第三条第二項」を削る。

第十一条第一項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第二」を「別表第一」に改め、同条第二項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第三項中「常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤職員で」を「いずれかの職(会計年度任用の職を除く。)」に、「一般職の非常勤」を「会計年度任用」に、「職員に」を「新たに職員に」に、「付与された」を「付与されていた」に、「一月当たり」を「所定」に、「別表第四」を「別表第三」に改め、同項に次のただし書を加え

る。

ただし、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日
前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休
暇の日数のうち使用しなかった日数を加えないものとする。

第十二条第三項及び第四項中「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を
「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改める。

第十三条第一項中「一般職の非常勤」を「東京都の会計年度任用」に改め、「この規
程に規定する」を削り、「別表第二」を「別表第一」に改める。

第十四条に次の一項を加える。

2 前項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承
認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日
以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。

第二十条第一項中「（任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続
き在職した期間が一年以上であるものに限る。以下この条において同じ。）」を削り、
第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれにも該当する職員以外の職員は、部分休業を
することができない。

一 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が
一年以上である職員

二 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一
年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員

三 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある職員

第二十一条中「一の年」とあるのは、「一の年度」を「一の年」とあるのは「一の年
度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間
以上である職員に限り一時間を単位として」に改める。

第二十四条第二項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第五」を「別表第四」に、
「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数
が異なる」に改める。

第二十五条中「一の年」とあるのは、「一の年度」を「一の年」とあるのは「一の年
度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間
以上である職員に限り一時間を単位として」に改める。

第二十七条中「場合は」を「場合に」に改め、同条に次の一号を加える。

三 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一
年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員

第二十八条中「一般職の非常勤の職員として」を「会計年度任用の職にあつて」に改
める。

第二十九条中「在職期間が一年以上である」を「次の各号のいずれにも該当する」に
改め、同条に次の各号を加える。

一 在職期間が一年以上である職員

二 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一
年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員

三 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある職員

第三十二条中「一般職非常勤職員」を「職員」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十一条中「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤
務時間の時間数が異なる」に改め、同条を第三十二条とし、第三十条の次に次の一条を
加える。

（特別休暇等の特例）

第三十一条 同一会計年度中に、東京都の常勤の職又は一般職の非常勤の職を退職した
者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二
十六条までの規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現
に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京都交通局会計年
度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年交通局規程第三号）第五条第二項に
規定する任期の更新をしたときも同様とする。

別表第一から別表第四までを次のように改める。
別表第一(第十一条、第十三条関係)

在職期間	所定勤務日数		
	週四日以上	週三日	週二日
一年以上	月十五日以上 年百六十九日以上	月十一日から十四日まで 年百二十一日から百六十八日まで	月七日から十日まで 年七十三日から百二十日まで
六年以上	二十日	十一日	七日
五年	十八日	十日	六日
四年	十六日	九日	六日
三年	十四日	八日	五日
二年	十二日	六日	四日
一年	十一日	六日	四日
一年未満	十日	五日	三日
〇日	〇日	〇日	〇日

別表第二(第十一条関係)

在職する期間	所定勤務日数			
	週四日以上	週三日	週二日	週一日
以上	月十五日以上 年百六十九日	月十一日から十四日まで 年百二十一日から百六十八日まで	月七日から十日まで 年七十三日から百二十日まで	月四日から六日まで 年四十八日から七十二日まで
〇日	〇日	〇日	〇日	〇日

別表第三(第十一条関係)
イ 所定勤務日数が週四日以上、月十五日以上又は年百六十九日以上

在職する期間	在職期間					
	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年
一年未満	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日
一年	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日
二年	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日
三年	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日
四年	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	十九日
五年	十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日
六年以上	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	二十一日

ロ 所定勤務日数が週三日、月十一日から十四日まで又は年百二十一日から百六十八日まで

在職する期間	在職期間					
	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年
一年未満	五日	六日	六日	八日	九日	十日
一年	六日	六日	六日	八日	九日	十日
二年	六日	六日	六日	八日	九日	十日
三年	六日	六日	六日	八日	九日	十日
四年	六日	六日	六日	八日	九日	十日
五年	六日	六日	六日	八日	九日	十日
六年以上	六日	六日	六日	八日	九日	十日

ハ 所定勤務日数が週二日、月七日から十日まで又は年七十三日から百二十日まで

在職期間		在職する期間																	
一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日

ニ 所定勤務日数が週一日、月四日から六日まで又は年四十八日から七十二日まで

在職期間		在職する期間																	
一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日

ホ 所定勤務日数が月四日未満又は年四十八日未満

在職期間		在職する期間																	
一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日

別表第四(第二十四条関係)

所定勤務日数	承認日数
週四日以上、月十五日以上又は年百六十九日以上	三日
週三日、月十一日から十四日まで又は年百二十一日から百六十八日まで	二日

別表第五を削る。

附則

- この規程は、平成三十二年四月一日から施行する。
- この規程による改正前の東京都交通局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十八条の規定により承認された介護時間の取得の初日は、この規程による改正後の東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十八条の規定により承認された介護時間の取得の初日とみなす。

規程(水)

東京都水道局管理規程第二十号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次

のように定める。

平成三十年十二月二十七日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程」を「東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程」に、「一般職非常勤職員勤務時間規程」を「会計年度任用職員勤務時間規程」に改める。

第三十四条第一項第一号を次のように改める。

一 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である非常勤職員

ハ 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある非常勤職員

第三十四条第三項中「一般職非常勤職員勤務時間規程」を「会計年度任用職員勤務時間規程」に改める。

附 則

この規程は、平成三十二年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第二十一号

東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程

第一条中「一般職非常勤職員（）」を削り、「第十七条の規定に基づき任用される非常勤職員をいう。」を「第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員（）」に改める。

第二条中「次条に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から職務の性質に応じて」を「一日につき七時間四十五分を上限として、当該職員の任期を通じて一週間当たり三十一時間以内で」に改め、同条に次の一項を加える。

2 局長は、前項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、勤務時間を別に定めることができる。

第三条の見出し中「勤務日数及び」を削り、同条第一項を次のように改める。

所属長（勤務時間規程第二条第一項第三号に規定するものをいう。以下同じ。）は、前条の規定に基づき勤務時間を定める場合において、四週間ごとの期間につき勤務しない日が四日以上となるよう職員の勤務日を割り振るものとする。

第三条第二項及び第三項を削る。

第五条中「第三条第二項の規定により一日の勤務時間が七時間四十五分でない」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改める。

第六条中「及び第三条第二項」を削る。

第十条第一項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第二」を「別表第一」に改め、同条第二項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第三項中「常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職で」を「いずれかの職（会計年度任用の職を除く。）」に、「一般職の非常勤」を「会計年度任用」に改め、「年次有給休暇は、」の下に「新たに」を加え、「付与された」を「付与されて

いた」に、「一月当たり」を「所定」に、「別表第四」を「別表第三」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を加えないものとする。

第十一条第三項中「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改める。

第十二条第一項中「一般職の非常勤」を「東京都の会計年度任用」に改め、「この規程に規定する」を削り、「別表第二」を「別表第一」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

2 前項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。

第十九条中「一の年」とあるのは、「一の年度」を「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」に改める。

第二十二条第二項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第五」を「別表第四」に、「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改める。

第二十三条中「一の年」とあるのは、「一の年度」を「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」に改める。

第二十五条中「場合は」を「場合に」に改め、同条に次の一号を加える。

三 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員

第二十六条中「一般職の非常勤の職員として」を「会計年度任用の職にあって」に改める。

第二十七条中「在職期間が一年以上である」を「次の各号のいずれにも該当する」に

改め、同条に次の各号を加える。

一 在職期間が一年以上である職員

二 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員

三 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある職員

第三十一条を第三十二条とする。

第三十条中「第十四条から第二十三条まで」を「第十三条」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十九条第一項中「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改め、同条を第三十条とする。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(特別休暇等の特例)

第二十九条 同一会計年度中に、東京都の常勤の職又は一般職の非常勤の職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十四条から第二十四条までの規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第三号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

ハ 所定勤務日数が週二日、月七日から十日まで又は年七十三日から百二十日まで

在職期間	
在職する期間	
一月	一年未満
二月	一年
三月	二年
四月	三年
五月	四年
六月	五年
七月	六年以上
〇日	

ニ 所定勤務日数が週一日、月四日から六日まで又は年四十八日から七十二日まで

在職期間	
在職する期間	
一月	一年未満
二月	一年
三月	二年
四月	三年
五月	四年
六月	五年
七月	六年以上
〇日	

ホ 所定勤務日数が月四日未満又は年四十八日未満

在職期間	
在職する期間	
一月	一年未満
二月	一年
三月	二年
四月	三年
五月	四年
六月	五年
七月	六年以上
〇日	

別表第四（第二十二条関係）

所定勤務日数	承認日数
週四日以上、月十五日以上又は年百六十九日以上	三日
週三日、月十一日から十四日まで又は年百二十一日から百六十八日まで	二日

別表第五を削る。

附則

- 1 この規程は、平成三十二年四月一日から施行する。
- 2 この規程による改正前の東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十六条の規定により承認された介護時間の取得の初日は、この規程による改正後の東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十六条の規定により承認された介護時間の取得の初日とみなす。

●東京都水道局管理規程第二十二号

東京都水道局一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程(平成二十七年東京都水道局管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都水道局会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程

第一条中「昭和二十八年東京都条例第十九号」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「東京都水道局一般職非常勤職員」を「東京都水道局会計年度任用職員」に、「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「及び費用弁償」を「費用弁償及び期末手当」に改める。

第二条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程」を「東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程」に改める。

第三条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第十四条中「一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償」を「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当」に改め、同条を第二十八条とする。

第十三条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の十条を加える。

(期末手当)

第十八条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(次条第一項各号に掲げる者(以下「第一項支給対象外職員」という。))を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する会計年度の第二十六条で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは任期の満了により、若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。))第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死

亡した会計年度任用職員(次条第二項各号に掲げる者(以下「第二項支給対象外職員」という。))を除く。)についても、また同様とする。

(期末手当の支給対象外職員)

第十九条 前条前段の第一項支給対象外職員は、次に掲げる者とする。

- 一 一 会計年度において、局長に任用される期間が通算して六月に満たない者(局長が別に定める者を除く。)
- 二 前条に規定する基準日に新たにこの規程の適用を受けることとなった者(第二十条の適用を受ける者を除く。)
- 三 法第二十八条第二項第一号又は職員の休職の事由等に関する規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第十一号)第二条第三号若しくは第四号の規定に該当して休職にされている者(以下「休職中の者」という。)
- 四 法第二十八条第二項第二号の規定に該当して休職にされている者
- 五 法第二十九条第一項の規定により停職にされている者
- 六 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第六条第一項ただし書に規定する許可を受けている者
- 七 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。))第二条第一項の規定による育児休業中の者(基準日に育児休業中の者のうち、基準日以前六箇月以内の期間(以下「支給期間」という。))において勤務した期間(休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間(育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間及び第三号から第五号までに掲げる者として在職した期間を除く。))を含む。)がある者を除く。)
- 八 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七(同法第二百九十二条において準用する場合を含む。))の規定により他の地方公共団体に派遣されている者
- 九 前各号に定める者のほか、局長が別に定める者
- 2 前条後段の第二項支給対象外職員は、次に掲げる者とする。
 - 一 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第四号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当した者

二 法第二十八条第一項の規定により免職された者

三 法第二十八条第四項の規定により職を失った者（法第十六条第一号に該当して失職した者を除く。）

四 法第二十九条第一項の規定により免職された者

五 この規程の適用を受けていた者で、退職後新たにこの規程の適用を受けることとなつた者

（期末手当の不支給及び一時差止め）

第二十条 期末手当の不支給及び一時差止めは、東京都水道局職員の期末手当に関する規程（昭和四十七年東京都水道局管理規程第二十四号。以下「期末規程」という。）の適用を受ける職員の例による。

（期末手当の額）

第二十一条 期末手当の額は、第四条の規定に基づき局長が定める額を基礎として第二十五条で定める額（以下「期末手当基礎額」という。）に、期末規程第二条第一項に掲げる職員（期末規程第三条第一項に規定する給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員、給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が五級である職員及び指定職員を除く。）に適用される割合を乗じて得た額に次条で定める支給割合を乗じて得た額とする。

（期末手当の支給割合）

第二十二条 期末手当の支給割合は、支給期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、期末規程第四条の表に定める割合とする。

（期末手当の支給割合算定に係る在職期間）

第二十三条 前条の在職期間は、この規程の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たっては、次の各号に掲げる期間に応じ、当該期間にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た期間を除外する。

- 一 第十九条第一項第五号に掲げる者として在職した期間 十割
- 二 第十九条第一項第六号に掲げる者として在職した期間 十割
- 三 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六

号）第二条の規定により職務に専念する義務を免除された期間（第十五条第二項第四号に掲げる場合若しくは職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二条第二号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除された期間又は職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（昭和四十八年東京都水道局管理規程第九号）第四条の規定に基づく適用基準のうち局長が別に定める期間若しくはこれに類する期間を除く。） 十割

四 休職中の者又は第十九条第一項第四号に掲げる者として在職した期間 五割

五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者として在職した期間 五割

六 局長が別に定める事由に該当し、勤務しなかつた期間 局長が別に定める割合

3 会計年度任用職員勤務時間規程第二条の規定により定められた勤務時間の一部において、前項各号に掲げる事由により勤務しないときは、局長が別に定める期間を除外する。

（在職期間の通算）

第二十四条 次に掲げる者が、引き続きこの規程の適用を受ける会計年度任用職員となつた場合においては、この規程の適用前のそれらの職員として在職した期間を、この規程の適用後の在職期間に通算する。

一 条例の適用を受けていた者

二 前号に定める者のほか、特に局長が定める者

2 この規程の適用を受ける会計年度任用職員で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

3 第一項の期間の算定については、局長が定める場合を除き、前条の規定を準用する。

（期末手当基礎額の意義）

第二十五条 期末手当基礎額は、次に掲げる額とする。

- 一 月額非常勤職員については、当該職員の受ける第一種報酬（給与規程第三十四条に規定する超過勤務手当に相当する報酬を除く。以下この条において同じ。）の額
- 二 日額又は時間額の報酬を受ける会計年度任用職員については、当該職員の受ける第一種報酬の額を月額に換算した額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会計年度任用職員の期末手当基礎額は、

それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 基準日前一箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した者 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日において当該者が受けるべき第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

二 基準日において、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）の規定による休業補償給付若しくは傷病補償年金（以下「休業補償給付等」という。）、労災保険法の規定による休業給付若しくは傷病年金（以下「休業給付等」という。）又は東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年東京都条例第百十四号。以下「非常勤公務災害補償条例」という。）の規定による休業補償若しくは傷病補償年金（以下「休業補償等」という。）を受けている者 当該者の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額。ただし、基準日現在労災保険法第十二条の二の二第二項又は非常勤公務災害補償条例第九条第一項の規定により、休業補償給付等、休業給付等又は休業補償等を百分の七十に減額されている場合においては、第一種報酬の百分の七十の額に基づく期末手当基礎額

三 基準日において、法第二十九条第一項の規定により、その報酬を減額されている者 減給された後の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

四 基準日において育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者 基準日現在において当該者が受けるべき第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

五 局長が別に定める者 局長が別に定める期末手当基礎額
(期末手当の支給日)

第二十六条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。

一 六月一日の基準日に係る期末手当にあっては六月三十日（局長が別に定める場合は十二月十日）

二 十二月一日の基準日に係る期末手当にあっては十二月十日

2 前項各号に定める日が日曜日に当たるときはその日の前々日を、同項各号に定める日が土曜日に当たるときはその日の前日を支給日とする。

3 前二項の規定にかかわらず、局長は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由

により、前二項に定める支給日に支給することができないと認められた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(期末手当基礎額の端数計算)

第二十七条 期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第十二条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条を第十六条とする。

第十一条第一項中、「一般職非常勤職員」を、「会計年度任用職員」に、「東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程」を「東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程」に、「一般職非常勤職員勤務時間規程」を「会計年度任用職員勤務時間規程」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「一般職非常勤職員勤務時間規程」を「会計年度任用職員勤務時間規程」に改め、同条を第十五条とする。

第十条第一項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第二項中「別表」を「別表第二」に、「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条を第十四条とする。

第九条中「第七条」を「第八条から第十一条まで」に改め、同条を第十三条とする。

第八条中「前条」を「第八条から前条まで」に改め、同条を第十二条とする。

第七条第一項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第二項を削り、同条を第八条とし、同条の次に次の三条を加える。

第九条 日額の報酬を受ける会計年度任用職員（以下「日額非常勤職員」という。）に

対する一日当たりの第二種報酬の額は、月の勤務日数における通勤に要する最も低廉となる運賃又は料金（運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額であつて、定期券又は回数乗車券その他の定期券以外のものうち、最も低廉となる額の総額をいう。以下「最も低廉となる運賃等」という。）を月の勤務日数で除して算定した額とする。

2 通勤手当規程第二条第一項第二号に規定する自転車等（以下単に「自転車等」とい

う。）を使用する日額非常勤職員の第二種報酬の一日当たりの額は、常勤職員の例により算定した一月当たりの額を二十一日で除して算定した額とする。

3 通勤手当規程第二条第一項第一号に規定する交通機関等（以下単に「交通機関等」という。）と自転車等を併用する日額非常勤職員の第二種報酬の一日当たりの額は、交通機関等における最も低廉となる運賃等を月の勤務日数で除して算定した額及び前項の規定により算定した額により、常勤職員の例により算定する。

4 前三項の規定により算定する日額非常勤職員に対する一日当たりの第二種報酬の限度額は、二千六百元とする。

第十条 月額の報酬を受ける会計年度任用職員（以下「月額非常勤職員」という。）に対する第二種報酬の額の算定については、通勤手当規程の適用を受ける職員の例による。

第十一条 時間額の報酬を受ける職員に対する第二種報酬の額の算定については、第九条の規定を準用する。

第六条第一項中「水道局長（以下「局長」という。）」を「局長」に改め、同条第二項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、「困難性」の下に、「特殊性」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難いと局長が認める場合は、この限りでない。

第六条第四項中「報酬の額は、一月当たりの報酬の額を、一日当たりの所定勤務時間数に一月当たりの所定勤務日数を乗じたもので除した額」を「報酬額の算定方法は、別表第一に定めるとおり」に改め、同条第五項を削り、同条を第七条とする。

第五条第一項を次のように改める。

日額の報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を翌月十日までに支給する。

第五条第二項中「一般職非常勤職員が、一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員が、会計年度任用職員」に、「東京都水道局一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程」を「東京都水道局会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程」に、「第六条第四項及び第五項」を「別表第一」に改め、同項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2 月額の報酬の支給方法は、給与規程の適用を受ける職員の例による。

3 時間を単位とする報酬の支給方法は、水道局長（以下「局長」という。）が別に定める。

4 報酬の支給日については、前三項に規定するもののほか、給与規程第三条第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、同条第五項中「第一項、第二項及び前項」とあるのは「東京都水道局会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第八号）第六条第一項から第三項まで」と、同条第六項中「第一項及び前二項」とあるのは「東京都水道局会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程第六条第一項から第三項まで及び前項」と読み替えるものとする。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。（報酬の額）

第四条 職員に対する報酬の額は、日額、月額又は時間額で定めるものとする。

別表を次のように改める。

別表第一（第七条関係）

勤務単位	支給単位	日単位	月単位	時間単位
勤務単位	支給単位	日単位	月単位	時間単位
算定方法	算定方法	報酬月額を一日当たりの所定勤務時間数に二の所定勤務日数で除した額(四捨五入)	報酬月額を一月当たりの所定勤務日数で除した額(四捨五入)	報酬月額を一月当たりの所定勤務時間数に二の所定勤務日数で除した額(四捨五入)

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二（第十四条関係）

勤務単位	支給単位	日単位	月単位	時間単位
勤務単位	支給単位	日単位	月単位	時間単位
算定方法	算定方法	報酬月額を一日当たり報酬月額を一日当たり報酬月額を一月当たり報酬月額に欠勤時間数に二の所定勤務時間数に二の所定勤務日数で除した額(四捨五入)に、欠勤時間数(三十分未満切捨て)を乗じた額	報酬月額を一月当たり報酬月額を一月当たり報酬月額に欠勤時間数に二の所定勤務日数で除した額(四捨五入)に、欠勤時間数(三十分未満切捨て)を乗じた額	報酬月額を一月当たり報酬月額に欠勤時間数に二の所定勤務時間数に二の所定勤務日数で除した額(四捨五入)に、欠勤時間数(三十分未満切捨て)を乗じた額

附則

この規程は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第七条第三項ただし書の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第十三号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

東京都下水道局長 小山 哲 司

改正する規程
東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都下水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「一週間に」を「四週間を超えない期間につき一週間当たり」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 職務の性質により前三項の規定により難いときは、職員の正規の勤務時間について、局長が別に定める。

第五条第一項中「月曜日」を、「月曜日」に、「再任用短時間勤務職員にあっては、四日間」を「以下「平日」という。」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、再任用短時間勤務職員にあっては、平日のうち四日間において割り振るものとする。

第五条に次の二項を加える。

4 所属長は、別表第一イの職場において始業及び終業の時刻について職員(育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員を除く。)の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが業務の運営に支障がないと認める職員(以下「フレックスタイム制勤務職員」という。)については第一項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割振り(以下「割振り」という。)を別に定めることができる。この場合において、職員の申告を経て、暦日を単位として、平日の範囲内において正規の勤務時間を割り振るものとする。

5 前項に規定するフレックスタイム制勤務職員の正規の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表第一の二に定めるところによる。

第七条第一項中「の週休日は、これらの日及び」を「については日曜日及び土曜日に加えて、」に、「月曜日から金曜日までの五日間のうちの日」を「と」により平日のうちの日を週休日とすることができるものとし、フレックスタイム制勤務職員については四週間ごとの期間につき一日に限り、日曜日及び土曜日に加えて、平日において所属長が週休日を設定することができるもの」に改める。

第八条の二第三号及び第四号中「月曜日から金曜日までの五日間」を「平日」に改める。

第十七条第四項中「東京都下水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程」を「東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程」に、「一般職非常勤職員勤務時間規程」を「会計年度任用職員勤務時間規程」に改める。

第三十四条第二項第一号を次のように改める。

- 一 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員
- イ 任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員
- ロ 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十日以上である非常勤職員
- ハ 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある非常勤職員

第三十四条第四項中「一般職非常勤職員勤務時間規程」を「会計年度任用職員勤務時間規程」に改める。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二(第五条関係)

正規の勤務時間の割振り		休憩時間
始業の時刻	終業の時刻	
午前七時	午後三時四十五分	正午から午後一時まで。 ただし、所属長が認める場合にあっては、当該所属長
午前七時三十分	午後四時十五分	
午前八時	午後四時四十五分	

午前八時三十分 午前九時 午前九時三十分 午前十時	午後五時十五分 午後五時四十五分 午後六時十五分 午後六時四十五分 午後七時十五分 午後七時四十五分	は、午前十一時三十分から午後零時三十分まで又は午後零時三十分から午後一時三十分までのいずれかの時間を休憩時間として各職員について指定し、また、局長が業務上必要と認めた場合であつて、所属長があらかじめ定める順序及び日割りに従い指名する者については、午後一時から午後二時までを休憩時間とする。
午前十時三十分 午前十一時		午後一時から午後二時まで

備考 第七条第一項ただし書の規定（フレックスタイム制勤務職員に係る部分に限る。）を適用する場合における終業の時刻については、午後四時、午後四時三十分、午後五時、午後五時三十分、午後六時、午後六時三十分、午後七時、午後七時三十分又は午後八時とする。

附則

この規程は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第十七条第四項並びに第三十四条第二項第一号及び第四項の改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第十四号

東京都下水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

東京都下水道局長 小山 哲 司

東京都下水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程

第一条中「一般職非常勤職員（）」を削り、「第十七条の規定に基づき任用される非常勤職員をいう。」を「第二十二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員（）」に改める。

第三条中「次条に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から職務の性質に応じて」を「一日につき七時間四十五分を上限として、当該職員の任期を通じて一週間当たり三十一時間以内で」に改め、同条に次の一項を加える。

2 職員部長は、前項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、勤務時間を別に定めることができる。

第四条を次のように改める。
（勤務日の割振り）

第四条 前条の規定に基づき勤務時間を定めた場合において、所属長は、四週間ごとの期間につき勤務しない日が四日以上となるよう職員の勤務日を割り振るものとする。

第六条中「第四条第二項」を「第三条第二項」に改める。
第七条中「及び第四条第二項」を削る。

第十一条第一項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第二」を「別表第一」に改め、同条第二項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第三項中「常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職で」を「いずれかの職（会計年度任用の職を除く。）」に、「一般職の非常勤」を「会計年度任用」に、「職員に」を「新たに職員に」に、「付与された」を「付与されていた」に、「一月当たり」を「所定」に、「別表第四」を「別表第三」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を加えないものとする。

第十二条第三項中「第四条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごと

の勤務時間の時間数が異なる」に改める。

第十三条中「一般職の非常勤」を「東京都の会計年度任用」に改め、「この規程に規定する」を削り、「別表第二」を「別表第一」に改める。

第十四条に次の一項を加える。

2 前項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。
第二十条中「一の年」とあるのは、「一の年度」を「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」に改める。

第二十三条第二項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第五」を「別表第四」に、「第四条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改める。

第二十四条中「一の年」とあるのは、「一の年度」を「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」に改める。

第二十六条中「場合は」を「場合に」に改め、同条に次の一号を加える。

三 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員

第二十七条中「一般職の非常勤の職員として」を「会計年度任用の職にあって」に改める。

第二十八条中「の在職期間が一年以上である」を「が次の各号のいずれにも該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 在職期間が一年以上である職員

二 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員

三 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある職員
第三十二条を第三十三条とする。

第三十一条中「から第二十四条まで」を削り、同条を第三十二条とする。

第三十条第一項中「第四条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改め、同条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

(特別休暇等の特例)

第三十条 同一会計年度中に、東京都の常勤の職又は一般職の非常勤の職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十五条から第二十五条までの規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程(平成二十七年東京都下水道局管理規程第三号)第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一(第十一條 第十三條関係)

所定勤務 日数	在職期間				
	一年未満	一年	二年	三年	四年
週四日以上	月十五日以上	月十一日から十四日まで	月七日から十日まで	月四日から六日まで	月四日未満
年百六十九日以上	年百二十一日から百六十八日まで	年七十三日から百二十日まで	年四十八日から七十二日まで	年四十八日未満	
十日	五日	三日	一日		
十一日	六日	四日	一日		
十二日	六日	四日	一日		
十四日	八日	五日	二日		
十六日	九日	六日	二日		
十八日	十日	六日	三日		
二十日	十一日	七日	三日		
一年未満					
一年					
二年					
三年					
四年					
五年					
六年以上					

〇日

在職期間												在職する期間
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	七日	八日	九日	十日	十日	一年未満
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十一日	一年
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	二年
二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十四日	三年
二日	三日	四日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十四日	十六日	四年
二日	三日	五日	六日	八日	九日	十一日	十二日	十四日	十五日	十七日	十八日	五年
二日	三日	五日	七日	八日	十日	十二日	十三日	十五日	十七日	十八日	二十日	六年以上

別表第三(第十一條関係)
イ 所定勤務日数が週四日以上、月十五日以上又は年百六十九日以上

在職期間											在職する期間		所定勤務日数
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	年百六十九日以上	月十五日以上	
○日	○日	○日	一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	年百二十一日から百六十八日まで	月十一日から十四日まで	週四日以上
○日	○日	○日	一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	年七十三日から百二十日まで	月七日から十日まで	週三日
○日	○日	○日	○日	○日	一日	一日	一月	一月	一月	一日	年四十八日から七十二日まで	月四日から六日まで	週二日
○日	○日	○日	○日	○日	○日	一日	一日	一月	一月	一日	年四十八日未満	月四日未満	週一日
○日											!		

別表第二(第十一條関係)

在職期間												在職する期間
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
○日			一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	一年未満
○日			一日	二日	二日	四日	四日	四日	四日	四日	四日	一年
○日			一日	二日	二日	四日	四日	四日	四日	四日	四日	二年
○日			一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	三年
○日			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	四年
○日			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	五年
○日			一日	三日	四日	七日	七日	七日	七日	七日	七日	六年以上

ハ 所定勤務日数が週二日、月七日から十日まで又は年七十二日から百二十日まで

在職期間												在職する期間
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
○日			一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	一年未満
○日			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	一年
○日			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	二年
○日			二日	三日	五日	八日	八日	八日	八日	八日	八日	三年
○日			二日	四日	五日	九日	九日	九日	九日	九日	九日	四年
○日			二日	四日	六日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	五年
○日			二日	四日	七日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	六年以上

ロ 所定勤務日数が週三日、月十一日から十四日まで又は年百二十一日から百六十八日まで

												本 <small>所定勤務日数が月四日未満又は年四十八日未満とする期間</small> <small>在職期間</small>														二 <small>所定勤務日数が週一日、月四日から六日まで又は年四十八日から七十二日までとする期間</small> <small>在職期間</small>																											
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一年未満						一年						二年						三年						四年						五年						六年以上					
												〇日						〇日						〇日						〇日						〇日						〇日											
												〇日						〇日						〇日						〇日						〇日						〇日											
												〇日						〇日						〇日						〇日						〇日						〇日											
												〇日						〇日						〇日						〇日						〇日						〇日											
												〇日						〇日						〇日						〇日						〇日						〇日											
												〇日						〇日						〇日						〇日						〇日						〇日											
												〇日						〇日						〇日						〇日						〇日						〇日											
												〇日						〇日						〇日						〇日						〇日						〇日											

別表第四(第二十三条関係)

	所定勤務日数	承認日数
週四日以上、月十五日以上又は年百六十九日以上	三日	
週三日、月十一日から十四日まで又は年百二十一日から百六十八日まで	二日	

別表第五を削る。

附則

1 この規程は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規程による改正前の東京都下水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十七条の規定により承認された介護時間の取得の初日は、この規程による改正後の東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十七条の規定により承認された介護時間の取得の初日とみなす。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。